2019年4月5日

企業会計基準委員会「時価の算定に関する会計基準(案)」等に対する意見

一般社団法人全国地方銀行協会

○質問1【開発にあたっての基本的な方針】について

回答	理由
・時価算定および開示の品質向上に資す	
るという検討の目的は理解できる。	
・ しかし、次の点について、十分に留意	
いただきたい。	
▶本基準の適用開始までに、十分な	・多額の金融資産を有する銀行に
準備期間を設けること。このた	おいて、事務フローの確立やシ
め、質問9-1への回答のとお	ステム対応に相応の時間を要す
り、現時点の案「原則 2020 年度の	るため。
期初から適用」には反対。少なく	・銀行はデリバティブ商品を顧客
とも、1年は後ろ倒し(2021年度	に提供する立場でもあり、顧客
期首から適用。2021 年度末からも	に時価情報を分かりやすく提
可能とする)してほしい。	供・説明できる体制も整えなけ
	ればいけないため。
▶同一の金融商品について各行の判	・各行の実務に混乱やばらつきが
断によって差異が発生しないよう	生じないようにするため。ま
に、レベル分けの考え方や具体的	た、比較可能性を向上させるた
な開示例について、より詳細に記	め。
述いただきたい。また、国内外の	
適用状況・事例・課題等の情報提	
供など、十分な周知を行っていた	
だきたい。	

○質問5【時価の算定方法】について

回答

- ・時価のレベル分けにおける「活発な 市場における相場価格」について、 東証以外の株式市場の上場銘柄、国 債以外の国内債券、外国債券、REIT は含まれるのかなど、具体的な内容 の明記や設例の記載などにより、基 準を明確にしてほしい。
- ・基準を明確にし、各行の実務に混 乱やばらつきが生じないようにす るため。また、比較可能性を向上 させるため。

理由

- ・時価のレベル分けの考え方につい て、可能な限り具体的な例を記載し てほしい。例えば、適用指針(案) の結論の背景第36項、第38項に、レ ベル2・3のインプットの例が示さ れているが、主に市場で観測される データ等についてのものである。有 価証券や貸出金の時価を算定する際 に使用する「倒産確率」や「倒産時 の損失率」等のインプットも例の中 で示してほしい。
- ・基準を明確にし、各行の実務に混 乱やばらつきが生じないようにす るため。また、比較可能性を向上 させるため。

- 「インプットを用いて算定した時価 は、その算定において重要な影響を 与えるインプットが属するレベルに 応じて、レベル1の時価、レベル2 の時価又はレベル3の時価に分類す る」とあるが、「重要な影響を与え る」の定義を明確化してほしい。
- 「重要な影響を与える」の定義が 不明確であると、同一の金融商品 であっても、各行の開示に差異が 生まれる可能性があるため。
- また、異なるレベルのインプット を複数用いて資産や負債の時価を 算定する場合、当該時価をどのレ ベルに区分すべきか判断できない 可能性もあるため。

回答

・デリバティブ取引の時価の算出にあ たり、CVA (Credit Valuation Adjustment) , DVA (Debt Valuation Adjustment) について、 従来のJICPAの金融商品会計に関す る実務指針(第293項)では、重要性 があると認められる場合を除いて CVA・DVAを考慮しないとする取扱い も認められていたが、同実務指針か ら時価算定に関する記載が広範にわ たり削除された。また、ASBJの公開 草案では本件について明確な記載は ない。会計基準または実務指針にお いて、従来の取扱いと同様に、「重 要性があると認められる場合を除い て考慮しないことができる」旨を明 記していただきたい。

- 理由
- ・CVA・DVA を算出するには、事務フローの確立やシステム対応などで多大な実務負担を要し、たとえ当協会の要望どおり適用時期が1年程度後ろ倒しされたとしても対応することは困難であるため。
- ・加えて、CCP への清算集中が進む中で、CVA・DVA を考慮する取引は、各行にとって「重要性があると認められる」取引に該当する可能性が低いため。

- ・「第三者から入手した相場価格の利用」について、第三者(ブローカー等)から入手した相場価格の利用にあたっては、当該価格が妥当なものであることの検証が求められる。この点については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針(案)」の第42項にも触れられているが、当該項の記載では不十分で、より具体的な検証方法を明記してほしい。
- ・基準を明確にし、各行の実務に混 乱やばらつきが生じないようにす るため。また、比較可能性を向上 させるため。

・第三者から入手した相場価格が会計・同上 基準に従って算定されたものである と判断 (検証) することについて、 例えば天候デリバティブ等について は、第三者からの評価技法とインプ ットの内容の入手やインプット・評 価技法の適切性検証が実務上不可能 であると想定されるが、その場合に どのような判断 (検証) の手続きが 認められるのかを例示していただき たい。

○質問7【市場価格のない株式等の取扱い】について

回答	理由
・「『時価の算定に関する会計基準	・明確化のため。
(案)』等の公表」の8頁に、「市	
場価格のない株式等に含まれないも	
の」と記載があるが、これは、「時	
価を把握することが極めて困難と認	
められる有価証券」のうち「市場価	
格のない株式等」以外のものを指す	
という理解でよいか。	

○質問8-1【開示に関する質問】について

回答 理由 質問5への回答のとおり、時価のレ ・基準を明確にし、各行の実務に ベル分けの考え方について、可能な 混乱やばらつきが生じないよう にするため。また、比較可能性 限り具体的な例を記載してほしい。 ・特に、貸出金のレベル3の開示・検 を向上させるため。 証は、現状の開示例では、どのよう に作成すればよいか分かりづらい。 ・投資家に対して、レベル3の資産に ・投資家の理解を深め、新基準適 用開始時の市場の混乱を避ける ついて、流動性が低い、あるいは資 産の内容が不透明等の誤った認識を ため。 与えないよう、ASBJによる事前 十分な周知が行われないと、レ の十分な周知等を行ってほしい。 ベル3の資産が他金融機関と比 較して残高等で大きい金融機関 の株価等は、大きな影響を受け

○質問9-1【適用時期に関する質問】について

回答

・「平成 32 年4月1日以後開始する連	・多額の金融資産を有する銀行に
結会計年度及び事業年度の期首から	おいて、事務フローの確立やシ
適用」することについて、同意しな	ステム対応(要件の確定と開
Vio	発・検証)に、相応の時間を要
・少なくとも、1年は後ろ倒し(2021	するため。
年度期首から適用。2021 年度末から	・銀行はデリバティブ商品を顧客
も可能とする)してほしい。	に提供する立場でもあり、顧客
	に時価情報を分かりやすく提
	供・説明できる体制も整えなけ
	ればいけないため。

る可能性がある。

理由

○質問 11【その他】について

回答

・企業会計基準適用指針公開草案第65号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針(案)」の開示例25頁で、以下2点について変更した理由は何か。評価方法の変更を要求するものでないのであれば、その点を明示されたい。

▶営業貸付金

(現行):貸倒懸念債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としている。

(公開草案):貸倒懸念債権については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を用いた割引現在価値により時価を算定している。

▶銀行業における預金

(現行):要求払預金については、連結決算日に 要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価と みなしている。また、定期預金の時価は、一定 の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フ ローを割り引いて現在価値を算出している。そ の割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用 する利率を用いている。

(公開草案):要求払預金については、<u>支払が要</u> 求される可能性のある最も早い日から、当該支

理由

- ・記載変更理由の明確化のため。
- ・また、現行の貸倒懸 念債権等の時価は、 左記に記載のとお り、簿価より貸倒見 積額を控除した価額 としている。

適用指針質となっているでは、のの情をできるのの情をはいったのの情をはいるのでは、のかっというでは、できるのできるのでは、できるのできるのできる。

払われる金額を割り引いて現在価値を算出している。また、定期預金<u>については</u>、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引い<u>た</u>現在価値<u>により時価</u>を算定している。割引率は、市場金利を用いており、算定された時価はレベル2の時価に分類している。

以上